

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		住宅部分に係る措置命令
根拠法令及び条項		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）